山口市 住居表示整備計画

1 9 年 3 月 改 訂 平成19年3月26日庁議決定

山口市

山口市住居表示整備計画

第	1	事	業	0)	意	義	と	計	画	策	定	の	背	景	•	•	•	•		•	1
第	2	市	街	地	の	基	準	と	整	備	の	範	囲	•	•	•	•	•		•	2
第	3	計	画	の	期	間	及	び	整	備	目	標	•	•	•	•	•	•		•	2
第	4	計	画	の	実	現	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3
資	料 1	(住。	居る	長元	も実	施	笛	所	F	 造)						•				4
	料10												名)	山	口均	也域					5
資	料10	の:	3	(住)	居君	表示	実加	施区	区域	図及	をひ	≔∵	名)	小	郡均	也域			•		6
資	料 2	(ЩΕ	市	住月	呂表	示	実別	包計	·画	図)	Щ	口均	也域				•	•	•	7
資	料 2	(ЩΕ	市口	住月	呂表	示	実加	包計	画	図)	小	郡坫	也域				•	•	•	8
資	料 3	(ЩΕ	市	人口	コ集	中	地区	록)		•						•				9

山口市住居表示整備計画

第1 事業の意義と計画策定の背景

都市化が進展した地域において、従来から住所に使用されている「地番」は、経済の発展等により土地の売買が活発化したことから、枝番や飛び番等が生じている。また、市街化の進展によって人口が増加し、世帯形態も多様化してきたこと、さらに法人等も多くなっていることから、従来の住所の表示方法では分かりにくい状況にある。

そこで、こうした地域の住所を「新しい町名・街区符号・住居番号」で合理的かつ整然とした表示方法に改めることによって混乱を解消するのが、住居表示整備事業である。

本市では昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、昭和40年に「山口市住居表示に関する条例」等を制定し、市街地を形成していた大殿地区、白石地区、湯田地区等の主に人口集中地区とその周辺地区で取り組んでいる。また小郡地域においては、新山口駅南地区で実施している。(資料1参照)

近年、本市の都市化はさらに進展し、大内地区、吉敷地区、大歳地区、平川地区、宮野地区、小郡地区などにおいても人口が増加傾向にある。

こうした地区についても、「地番」の混乱を解消し、都市的環境の整備や市民の生活の利便性向上のため、住所をより分かりやすく表示することが求められている。

また、情報技術の向上による地図情報等の進歩もあり、人口集中地 区及びその周辺地区を含めて早急な住居表示の整備が必要となってい る。

この住居表示整備事業は、生活の安全性向上として救急時や災害時の救急車・消防車の現場到着時間の短縮が図られ、生活の便益性向上としては郵便・宅配等の配達物の誤配を少なくするなど、様々なメリットがある。

今後、本市が目指す県央中核都市の形成に向け、都市型の環境整備が進められていく中で更に快適な住環境づくりを推進していくため、 住居表示整備事業に積極的に取り組むこととする。

第2 市街地の基準と整備の範囲

住居表示に関する法律第3条によると「市街地につき、区域を定め、 当該区域における住居表示の方法を定めなければならない」としてい る。

「市街地」の定義については、一般的な概念による「市街地」として差し支えなく、それぞれの自治体で定めることとなる。

そこで、本計画における「市街地」は次のとおりとする。

- (1) 都市計画における住居系地域及びその周辺 (但し、住宅がない山林部分等の地域は除く)
- (2) 都市計画における商業系地域及び工業系地域 (但し、工業系地域については、家屋密集度を考慮する)

上記基準により、整備の対象区域を大内・吉敷・大歳・平川・宮野・大殿・小郡地区の住居表示未整備地区12.07km²とその周辺地区17.80km²の合計29.87km²とする。(資料2参照)

整備対象区域の概況

住居表示整備予定面積	29.87 km²	
住居表示整備完了面積	10.715 km²	(平成19年3月1日現在)
住居表示実施率	約26%	
住居表示整備予定世帯数	約39,400世帯	(平成18年12月31日現在)
住居表示整備予定町内会数	166 町内会	(平成18年12月31日現在)

第3 計画の期間及び整備目標

本計画の期間及び整備目標として、計画期間を平成19年度から概ね20年後の平成39年度とし、この20年間を整備目標とする。

しかし、今後の市街地の発展状況により区域変更が予測されることから、計画の見直しも含め、効率的な事業推進を行うこととする。また、計画期間の中間年においては、事業の進捗度を中心に、本計画の総括的な評価を行うこととする。

なお、既に実施した区域に隣接する実施区域外での土地開発等も随時行われていることから、実施区域の一部拡大変更については、住民からの要望に基づき、実情に応じて手続きを行っていくものとする。

第4 計画の実現

本計画の実現については、対象となる区域の市民の理解と協力なしには成し得ないものであることから、市民に分かりやすく計画を周知徹底するとともに、住民の合意形成には慎重に取り組むものとする。

また、計画の着実な推進に向けて、具体的な実施区域、整備方法については、地域の実情等を考慮し、柔軟に対応するものとする。

なお、本市の社会経済状況を考慮した上で、円滑な事業推進に努めるものとする。